

農地法施行規則第88条の3第1項4号関係

## 農作物栽培高度化施設

志賀町農業委員会

受 理 番 号	志農委第	号	受 理 通 知 日	年	月	日						
届 出 者 氏 名												
土 地 の 所 在 ・ 地 番												
栽 培 面 積												
栽 培 作 目												
栽 培 計 画 ( 内 容 )	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

### 備考

- 1 耐久性を持つ素材で作成すること。
- 2 標識の大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とする。
- 3 届出者氏名は、その者が法人である場合においては、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 この標識は、地上60センチメートル以上の位置に設置すること。